

時間外勤務の 上限規制を 提案

長時間労働の是正には 職員増が必要不可欠

職員増にも触れない時間外勤務規制では不十分

2月18日、府当局は府労組連に対し「時間外勤務の上限規制について」を提案しました。

これは、国の「働き方改革」にもつづき、労働時間の上限規制が定められたことに伴い、人事委員会規則を改正するといつものです。実施時期は2019年4月1日とし、協議期限を2019年3月18日としています。

「やむを得ない事情」で 規制を曖昧にするな

提案では、時間外勤務命令の上限時間について「月45時間以下」「年360時間以下」を基本としていますが、「通常予見することのできない業務やその他のやむを得ない事情により生じる業務の比重が高い部署に勤務する職員」については「月100時間未満」「年720時間」「2ヶ月の月平均80時間」「45時間を超える月が年6ヶ月以内」としています。

要求 実現 非常勤職員にも 結婚休暇

2月18日、府当局は府職労に対し「非常勤職員の結婚休暇の新設について」を提案しました。この間、府職労が求めていた要求が実現しました。

提案では、有給の特別休暇として、5日以内で必要29時間以上または週5日以上との条件を付与していただきますが、平成32年4月1日以降はこれらの付与条件を他の特別休暇と同様に廃止するとしています。



また、施行期日については、平成31年4月1日とし、当初は対象職員を「週29時間以上または週5日以上との条件を付与していただきますが、平成32年4月1日以降はこれらの付与条件を他の特別休暇と同様に廃止するとしています。」

以内」としています。

さらに、上限時間の特例として、特例業務（天災その他非常災害、突発的な事件・事故、公務上真にやむを得ない事情による重要な業務であって特に緊急に処理することを要するもの）がある場合は、上限規制を適用しないとしています。

これらの「やむを得ない事情」や「特例業務」の具体的内容については「別途示したい」としています

が、これらの業務が拡大されれば、上限規制そのものが曖昧になり、実効性のないものとなる可能性も危惧されます。

今回の「時間外勤務の上限規制」提案によって、こ

時間外勤務の上限規制について(提案)

1 提案理由

職員の健康保持や人材確保の観点等から長時間労働を是正するため、人事院規則の改正に伴う時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限等を定める。

2 提案内容

- (1) 対象職員
- ・常勤職員（臨時的任用職員を含む）
 - ・育児短時間勤務職員
 - ・任期付短時間勤務職員
 - ・再任用短時間勤務職員
 - ・一般職非常勤職員
 - ・特別職非常勤職員（学校に勤務する者を除く）

(2) 時間外勤務命令の上限時間関係
職員に時間外勤務を命ずる場合には、次の①②に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

- ① ②に規定する部署以外の部署に勤務する職員
- ・1箇月において時間外勤務を命ずる時間について45時間
 - ・1年において時間外勤務を命ずる時間について360時間

る時間について360時間
② 通常予見することのできない業務量の大幅な増加その他のやむを得ない事情により生じる業務の比重が高く、臨時的に前号の限度時間を超えて勤務させる必要があるとして任命権者が指定する部署に勤務する職員

- ・1箇月において時間外勤務を命ずる時間について100時間未満
- ・1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間
- ・2から6箇月の期間において時間外勤務を命ずる時間の1箇月当たりの平均時間について80時間
- ・1年のうち1箇月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について6箇月

(3) 上限時間の特例関係
特例業務（天災その他非常災害、突発的な事件・事故、公務上真にやむを得ない事情による重要な業務であって特に緊急に処理することを要するもの）は(2)①②を適用しない。

- 3 実施時期 平成31年4月1日
4 協議期限 平成31年3月18日

読者の つぶやき

○12年前の新潟中越沖地震、24年前の阪神淡路大震災。どちらも多年たったんだなーと思うと、今年はまだだだだ災害のないことを祈るばかりです。

草野さゆりさん
(守口保健所)

○久々の心算です。年々仕事に余裕がなくなってきました

れまでの「上限目標」が、人事委員会規則による「上限規制」として遵守する義務が生じ、府当局の使用としての責任はいっそう重要です。

この間、職員が削減されている気がします。少し前までは昼休みにクロスワードを解いていましたが、今は寸暇を惜しんで仕事をしています(汗)

匿名希望

○電話交換室のカーペットの張替えがあり、明るい職場になります。

石津香さん
(泉北府税事務所)

○昨年末、9月に生まれた初孫が東京から帰省し、久しぶりの育児を楽しみました

府当局は、細部事項など「要綱」案を示した上で、必要な協議を行うとしています。引き続き、職場実態をふまえ、実効ある「時間外勤務の上限規制」の実施に向けて、交渉を強化します。

藤原亮介さん(農政室)

○人員が減っていく中、私たちの労働環境は悪化の一途をたどるばかりですが、私たちの要求を実現できるように頑張ってください。

みなさんしっかり手洗い、マスクで予防を！

新海直子さん
(藤井寺保健所)

近藤哲哉さん(下水道室)

クロスワードクイズ

カギを解き、二重ワクに入る文字をアルファベット順に並べてできる言葉は何でしょう。

1	2	3	4	5	6	7
8		9	10			
11		12	13		14	
		15		16		
	17					18
19		20		21		
22		23	24	25		
26				27		

【解答】

タテのキー

ヨコのキー

- ① その通り。私もーだ
- ② 釣り人
- ③ 酔ってーをまく
- ④ 地域気象観測システム
- ⑤ メカニズムの略
- ⑥ 本人に代わって納める
- ⑦ クロスコントリ、アルペンなどがある
- ⑧ いまー中の若手俳優
- ⑨ 国会はいまー中です
- ⑩ これでー借りなしだ
- ⑪ タテ糸とー糸
- ⑫ 法で残った選択肢
- ⑬ 配偶者の兄弟姉妹
- ⑭ イエスの対
- ⑮ 性質の荒々しい肉食獣
- ⑯ 良可の三段階評価
- ⑰ 極めて急ぐこと
- ⑱ 屋の白袴
- ⑲ 山の自生する野菜
- ⑳ の東西を問わず
- ㉑ 国民にーを問う
- ㉒ 老木
- ㉓ 観音
- ㉔ もと暗し
- ㉕ 建造物を支えるための基礎工事
- ㉖ 署名。書類にーする

府職労本部まで
締め切り 3月6日(水)

正解者の中から抽選で5人の方に図書カード(1000円分)を進呈します。①解答②お名前③支部部分会職場名④最近のできごとやメッセージを書いて、府職労本部まで、届けて下さい(はがき、メールやファックスも可)。当選者は、3月号で発表します。メッセージは、つぶやきに採用させていただくことがありますので、匿名希望の方は、その旨お書き添え下さい。

新年号の解答と当選者

ウリボウ(瓜坊=イノシシの子)

当選者

5000円分の図書カード

寶來 徳子(寝屋川保健所)

- 1000円分の図書カード
- 三谷 友紀(富田林保健所)
 - 松本 光央(下水道室)
 - 三浦 裕子(吹田保健所)
 - 藤枝 道子(急性期・総合医療センター)
 - 福永 良一(下水道室)
 - 西尾 尚芳(循環型社会推進室)
 - 久保 勇二(下水道室)
 - 藤原 亮介(農政室)
 - 近藤 哲哉(下水道室)
 - 尾崎 典子(八尾土木事務所)
 - 松浦 直美(保健医療室)
 - 松島 美穂(藤井寺保健所)
 - 伏尾智栄子(豊能府税事務所)
 - 高橋 幹子(八尾土木事務所)
 - 福元 真生(学校総務サービス課)